

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ石巻鹿妻店
石巻市鹿妻南三丁目69番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社マルシマ 代表取締役 志摩 哲也
石巻市緑町一丁目2番地の1
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 騒音に関する事項
早朝及び夜間帯の来客車両、従業員車両及び商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。
 - (2) 振動に関する事項
空調機室外機等を設置する際は、原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合があるため、振動の特定施設について確認を行い、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
 - (3) 光害に関する事項
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。
 - (4) その他の事項
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。
また、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和4年9月13日から令和4年10月13日まで（ただし，閉庁日を除く。）